○法務省告示第四百九十二号

大阪法務局北出張所に備えてあった大阪市北区堂島一丁目二十七番十七及び同所二十七番十八の土地の登記簿が滅失した。

滅失した登記簿に登記されていた権利がなおその登記簿における順位を有するためには、当該権利の登記を受けた者又はその登記に関する嘱託若しくは通知をした官庁公署は、平成二十三年十月二十八日から平成二十四年一月二十八日までに登記回復の申請又はその嘱託若しくは通知をしなければならない。

平成二十三年十月二十八日

法務大臣　平岡　秀夫

○財務省告示第三百四十七号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条の三第一項の規定に基づき、財務大臣が平成二十三年（二千十一年）東北地方太平洋沖地震による次に掲げる指定地域への影響の程度を勘案して当該指定地域に係る別に定める日を平成二十三年十二月十四日とする。

都道府県	指定地域
岩手県	宮古市 大船渡市 陸前高田市 釜石市 気仙郡住田町 上閉伊郡大槌町 下閉伊郡山田町
宮城県	気仙沼市 多賀城市 本吉郡南三陸町

財務大臣が平成二十三年（二千十一年）東北地方太平洋沖地震による次に掲げる指定地域への影響の程度を勘案して当該指定地域に係る別に定める日を平成二十三年十二月十四日とする。

平成二十三年十月二十八日

財務大臣　安住　淳

○厚生労働省告示第四百十九号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十月二十八日

厚生労働大臣　小宮山洋子

別表に第28部として次のように加える。

第28部　追用　補内　(24)　薬規格単位　薬価	
品名	円
（さ）	
「山善」第二リン灰	10g　15.10

○厚生労働省告示第四百二十号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文及び第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十月二十八日

厚生労働大臣　小宮山洋子

別表第8に第10部として次のように加える。

第10部　追用　補内　(9)　薬規格単位	
品名	円
（し）	
「純生」第二リン灰	10g

○厚生労働省告示第四百二十一号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二十八条第三項の規定に基づき、労働安全衛生法第二十八条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質（平成三年労働省告示第五十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十月二十八日

厚生労働大臣　小宮山洋子

「二・三―エポキシ―一―プロパノール　塩化アリル　オルト―フェニレンジアミン及びその塩　キノリン及びその塩　一―クロロ―二―ニトロベンゼン」に、「一・四―ジクロロ―二―ニトロベンゼン　一・二―ジクロロプロパン」を「一・四―ジクロロ―二―ニトロベンゼン　一・二―ジクロロプロパン　パラ―ジクロロベンゼン　パラ―ニトロアニソール」に、「一・一・一―トリクロロエタン　ノルマル―ブチル―二・三―エポキシプロピルエーテル　パラ―ジクロルベンゼン　パラ―ニトロアニソール」を「二―ブテナール　一―ブロモ―三―クロロプロパン」に改める。

○厚生労働省告示第四百二十二号

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関である財団法人茨城県薬剤師会公衆衛生検査センターについて、薬事法施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令（平成十六年厚生労働省令第六十一号）第三条第二項の規定により、平成二十三年八月二十二日をもってその住所を次のとおり変更する旨の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十三年十月二十八日

厚生労働大臣　小宮山洋子

変更前の住所	変更後の住所
茨城県水戸市緑町三丁目五番三十五号	茨城県水戸市笠原町九百七十八番四十七

○農林水産省告示第二千百三十六号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第五条第三項の規定に基づき、平成二年三月一日農林水産省告示第二百九十三号（肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、肉用子牛の主要な生産地域に所在する家畜市場であって農林水産大臣の指定するものを指定する件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十三年十月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

表伊佐家畜市場の項を削り、同表南部家畜市場の項中「沖縄県島尻郡八重瀬町」を「沖縄県糸満市」に改める。

○国土交通省告示第千八十三号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十月二十八日から三十日間国土交通省北海道開発局において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月二十八日

国土交通大臣　前田　武志

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
北海道横断自動車道黒松内釧路線	夕張市紅葉山三一七番一三から北海道勇払郡占冠村字シムカプ原野四八番五〇まで	平成二十三年十月二十九日十五時